

兵庫県公報

令和2年3月17日 火曜日 第91号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	6
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の住所の変更の届出（労政福祉課）	7
○土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	7
○土地改良区役員の退任の届出（同）	8
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	8
○土地改良施設の管理規程の認可（同）	9
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	9
○保安林の指定の予定通知（同）	9
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	10
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	10
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	11
○同上（同）	11
○公共測量が終了した旨の通知（同）	11
○同上（同）	11
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	12
○同上（同）	12
○同上（同）	12
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	13
○同上（同）	13
○同上（同）	14
○同上（同）	14
○同上（同）	15
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	15
○同上（同）	15
○道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	16
○道路の区域の変更（同）	16
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	17
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	17
○平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	18
○平成18年兵庫県告示第353号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	25

公 告

○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	30
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	31
○ 同 上（中播磨県民センター）	31
○ 入札公告（県立森林大学校）	31
企業庁管理規程	
○ 兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程	33
教育委員会規則	
○ 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則	34
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	35
正 誤	
○ 令和2年1月21日付け兵庫県公報第75号中	37

公布された法令のあらまし

●**教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（教育委員会規則第1号）**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定に基づき文部科学大臣が定めた教育職員の業務量の適切な管理に関する指針を踏まえ、県立学校に勤務する教育職員の業務の量の適切な管理等に関して兵庫県教育委員会が講ずる措置について必要な事項を定めることとした。

●**兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）**

県立学校の学科の新設及び廃止に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
筋師医院	芦屋市大原町28-1	令和2年1月1日
しらき整形外科クリニック	伊丹市中野東3-82 1階	同 年2月1日
中野整形リハビリクリニック	同 市荒牧南2-8-19 1階	同 年1月1日
ふじおか腎泌尿器科クリニック	加古川市加古川町篠原町111 医療ビルおいしゃさん201	同
石島耳鼻咽喉科医院	同 市加古川町町溝之口778	同
ちあきデンタルクリニック	同 市加古川町河原197	同
はやし内科クリニック	西脇市小坂町横溝175	同
きじま皮フ科クリニック	宝塚市逆瀬川1-2-1 アピア1 4階	同
南ロライフ薬局	同 市南口1-8-23 モデルノビル1F	同
たにがわ眼科	三木市別所町小林725-4	同

医療法人敬優会川西まつもと眼科	川西市栄町20—1 ベルフローラ・かわにし ウエストW—101B	令和2年2月1日
はえの往診クリニック	同 市西多田1—1—3	同 年1月1日
みうら歯科医院	同 市萩原台西1—40	同
太田歯科・矯正歯科	南あわじ市賀集八幡南79—1	同
あいりい訪問看護ステーション	たつの市龍野町富永987—2 クリエーションタツノⅢ 202	令和2年1月29日
天神歯科医院	加東市天神251—4	同 月1日
みらい薬局	同 市上滝野612—1	同



兵庫県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
訪問看護ステーション相生	相生市双葉2—19—4	所在地
はるか訪問看護ステーション	高砂市高砂町朝日町2—2—14	同上
有限会社ヒグチ薬局	川西市緑台2—2—8	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
阪神調剤薬局伊丹店	伊丹市車塚2—25
阪神調剤薬局昆陽店	同 市池尻1—27—1
阪神調剤アヤマ薬局店	豊岡市正法寺570—4
阪神調剤薬局国府店	同 市日高町上石230—6
阪神調剤薬局豊岡店	同 市戸牧1107—11
阪神調剤いちご薬局店	同 市戸牧37—2
阪神調剤あかり薬局店	同 市戸牧300—1
ふじおか腎泌尿器科クリニック	加古川市加古川町篠原町111 医療ビルおいしゅさん201
ちあきデンタルクリニック	同 市加古川町河原197
阪神調剤薬局ニッケパークタウン店	同 市加古川町本町538
阪神調剤薬局赤穂店	赤穂市中広1112—5
阪神調剤薬局宝塚南店	宝塚市南口2—5—30 宝塚第3バイオレット 1F・C号

阪神調剤薬局宝塚山本店	同 市山本丸橋3-1-5-2
阪神調剤薬局三木大村店	三木市大村1208
阪神調剤薬局高砂店	高砂市荒井町日の出町4-13
はえの往診クリニック	川西市西多田2-2-8 三栄ビル3階
中倉眼科	同 市栄町25-1 アステ川西3階
みうら歯科医院	同 市萩原台西1-40
医療法人協和会スミス訪問看護ステーション	同 市平野3-2-13
セコム川西訪問看護ステーション	同 市新田1-5-4 ナリタビル3階
阪神調剤薬局小野店	小野市天神町字南堂946-2
阪神調剤薬局北播磨店	同 市市場町926-450
ラヴィかさい訪問看護ステーション	加西市北条町古坂1072-14
阪神調剤薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834-3
ゴダイ薬局八鹿病院前店	同 市八鹿町下網場396-13
ヒメハナ調剤薬局	朝来市山東町矢名瀬町896-1
いなもち訪問看護ステーション	宍粟市山崎町船元79-1
天神歯科医院	加東市天神251-4
みらい薬局	同 市上滝野613-4

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
訪問看護ステーションたつのケア	たつの市揖保川町正條448-1



兵庫県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
あずみクリニック	芦屋市松ノ内町6-23	安住吉弘	芦屋市松ノ内町6-23	令和2年1月1日
医療法人社団せいわ会 たずみ病院	加古川市尾上町口里790-66	医療法人社団せいわ会	加古川市尾上町口里790-66	同
グループホームりんどうの里	三木市志染町四合谷字伊賀ノ垣341	社会福祉法人寿光会	三木市志染町四合谷字伊賀ノ垣341	同

グループホームすみよし	丹波篠山市住吉台105	株式会社ゆとり	丹波篠山市住吉台56—3	令和2年2月1日
小規模多機能ホームすみよし	同上	同上	同上	同
みどりの家	南あわじ市広田広田424—1	社会福祉法人緑風会	南あわじ市広田中筋1025—19	令和2年2月12日
スマイル調剤薬局	宍粟市山崎町鹿沢129—5	有限会社ダリア	たつの市新宮町光都2—1—28	同年1月24日
ダリア薬局	赤穂郡上郡町上郡1375—1	同上	同上	同年2月1日



兵庫県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
エヴァ訪問介護ステーション	伊丹市中野西1—105—15	株式会社ラフラ	尼崎市大庄西町1—19—4	所在地及び開設者名称
リブヘルパーステーション	伊丹市東野6—6 エルパラシオ205	一般社団法人リブ福祉会	伊丹市東野6—6 エルパラシオ205	所在地
訪問看護ステーションうららか	加古川市尾上町長田517—41	株式会社デイサービスセンターうららか	加古川市別府町新野辺3033	所在地
はっぴーらいふ小野	小野市王子町886—1	株式会社ライフケア・ビジョン	大阪市東淀川区東中島1—18	開設者名称
のぞみ訪問看護ステーション	同 市王子町1171	株式会社めぐみ小野訪問看護ステーション	小野市王子町1171	事業所名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
にこにこヘルパーステーション	伊丹市荒牧5—7—16	株式会社北摂福祉研究所	伊丹市荒牧5—7—16
阪神調剤薬局伊丹店	同 市車塚2—25	株式会社阪神調剤薬局	東京都港区虎ノ門1—1—12
阪神調剤薬局昆陽店	同 市池尻1—27—1	同上	同上
阪神調剤薬局国府店	豊岡市日高町上石230—6	同上	同上
阪神調剤薬局豊岡店	同 市戸牧1107—11	同上	同上

阪神調剤いちご薬局店	同 市戸牧37-2	同 上	同 上
阪神調剤アヤメ薬局店	同 市正法寺570-4	同 上	同 上
阪神調剤あかり薬局店	同 市戸牧300-1	同 上	同 上
阪神調剤薬局ニッケパークタウン店	加古川市加古川町本町538	同 上	同 上
阪神調剤薬局赤穂店	赤穂市中広1112-5	同 上	同 上
阪神調剤薬局宝塚南店	宝塚市南口2-5-30 宝塚バイオレット1F・C号	同 上	同 上
阪神調剤薬局宝塚山本店	同 市山本丸橋3-1-5-2	同 上	同 上
阪神調剤薬局三木大村店	三木市大村1208	同 上	同 上
阪神調剤薬局高砂店	高砂市荒井町日之出町4-13	同 上	同 上
阪神調剤薬局小野店	小野市天神町南堂946-2	同 上	同 上
阪神調剤薬局北播磨店	同 市市場町926-450	同 上	同 上
阪神調剤薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834-3	同 上	同 上
ゴダイ薬局八鹿病院前店	同 市八鹿町下網場396-13	ゴダイ株式会社	姫路市綿町104 スクエアビル2F
いなもち訪問看護ステーション	宍粟市山崎町船元79-1	医療法人社団いなもち医院	宍粟市山崎町船元79-1
ダスキンヘルスレントたつのステーション	たつの市龍野町島田655-1	株式会社ダスキンユニオン	たつの市龍野町島田655-1



兵庫県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
青山拓磨	青山接骨院	たつの市龍野町中村409	令和2年1月17日



兵庫県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在地
平原 升	宝塚市売布4-15-7	マッサージ・はり治療院 あんしん福	宝塚市売布4-1-12 メゾンドムール
山下 平	西宮市津門稲荷町11-2-407	同上	同上
寺本 泉	宝塚市清荒神1-3-15-1-702	同上	同上



兵庫県告示第292号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 届出法人名 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
- 2 名称 淡路障害者就業・生活支援センター
- 3 変更前住所 洲本市五色町都志大日707
- 4 変更後住所 洲本市下加茂1丁目6番6号 くにうみの里内
- 5 変更日 令和2年3月1日



兵庫県告示第293号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

太市西部土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	玉田敏春	姫路市西脇1126番地1
同	廣岡正一	同 市西脇656番地1
同	藤井章一	同 市西脇1391番地
同	山本龍太郎	同 市西脇1398番地
同	菅原直樹	同 市西脇672番地2
同	是川昌敏	同 市西脇499番地3
同	廣瀬勝正	同 市西脇1435番地
監事	藤井輝夫	同 市西脇1287番地
同	松井正信	同 市西脇394番地

宮置土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	市村耕一	姫路市夢前町宮置188番地
同	上岡敏郎	同 市夢前町宮置872番地
同	福永功	同 市夢前町宮置316番地2
同	衣笠愛之	同 市夢前町宮置909番地1
同	福永剛	同 市夢前町宮置167番地
同	井上健一郎	同 市夢前町宮置754番地

監事	松川伸彦	同	市夢前町宮置455番地104
同	北山壽一	同	市夢前町宮置365番地1



兵庫県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

谷内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	永瀆幸正	姫路市飾東町八重畑707番地



兵庫県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

生田大坪土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡田昭男	淡路市生田大坪338番地
同	繁田哲明	同 市生田大坪638番地
同	杭田利幸	同 市生田大坪378番地
同	繁田浩市	同 市生田大坪570番地
同	笠松亘	同 市室津585番地
同	高田功	同 市生田大坪387番地
同	中島昭詞	同 市生田大坪134番地
同	川端伸幸	同 市生田大坪525番地3
同	山本秀明	同 市久留麻5番地2 東浦ロイヤルハイツ101号
同	高田幸彦	同 市室津559番地2
監事	本光勝	同 市生田大坪604番地2
同	高田晴代	同 市室津538番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡田昭男	淡路市生田大坪338番地
同	笠松亘	同 市室津585番地
同	杭田利幸	同 市生田大坪378番地
同	繁田浩市	同 市生田大坪570番地
同	中島昭詞	同 市生田大坪134番地
同	川端伸幸	同 市生田大坪525番地3
同	大霜幸平	加古川市加古川町美乃利45番地の6
同	高田功	淡路市生田大坪387番地
同	山本秀明	同 市久留麻5番地2 東浦ロイヤルハイツ101号
同	高田幸彦	同 市室津559番地2
監事	高田晴代	同 市室津538番地
同	奥田好	同 市生田大坪165番地



兵庫県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良区の申請に係る土地改良施設の管理規程を次のとおり認可した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 認可年月日 令和2年2月25日
- 2 土地改良区 甲山土地改良区
- 3 管理規程を定めた土地改良施設とその所在

施設名	頭首工の諸元			所在
	形式	堰高	堰長	
甲山頭首工	可動堰（土砂吐ゲート、洪水吐ゲート） 魚道工 取水ゲート	1.00～ 1.50m	16.0～ 20.0m	（左岸） 姫路市豊富町江鮎 （右岸） 姫路市香寺町犬飼

4 管理規程の概要

- (1) 取水に関する事項
 - 6月1日から6月10日まで 毎秒1.467立方メートル
 - 6月11日から9月30日まで 毎秒1.160立方メートル
- (2) その他管理規程に記載されている事項
 - ア 取水に関する事項
 - イ ゲート等の操作に関する事項
 - ウ 点検及び整備に関する事項
 - エ 緊急事態における措置に関する事項
 - オ 気象及び水象の観測等に関する事項



兵庫県告示第297号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区黒田字下溝谷444の1、444の2、444の5、445から448まで、字上溝谷454、467から471まで、472の1、472の2
- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

宍粟市一宮町福知字アラボリ1188の1、1188の4から1188の7まで、1188の9、1188の10、1188の16、字津羅1222、1223の2、1239の5、1240の1、1240の10から1240の12まで、1240の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字アラボリ1188の1・1188の4・1188の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1188の9、1188の10、字津羅1222・1223の2・1239の5・1240の10・1240の12（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1240の11、1240の14

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神崎郡神河町上小田字岩山882の76、882の141、882の142

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第300号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
坊勢区域	まき網漁業	令和2年2月14日



兵庫県告示第301号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年3月2日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
姫路市本町地内ほか



兵庫県告示第302号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年3月9日から同月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市大庄西町二丁目地内



兵庫県告示第303号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年2月17日から同月26日まで
- 3 作業地域
西宮市松山町地内



兵庫県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
令和元年9月30日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
南あわじ市野田地内



兵庫県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.2.103号 内環状東線
- 3 事業施行期間
平成21年5月26日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.4.535号 内々環状南線
- 3 事業施行期間
平成18年6月27日から令和2年9月30日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.81号 網干線
- 3 事業施行期間
平成18年4月4日から令和3年12月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	西脇市野村町字大日ノ下770番2から 同 市野村町字大日ノ下776番1まで	旧	11.0から 41.0まで	170.0	
		新	12.0から 39.0まで	170.0	
県道 郷の瀬野村線	西脇市野村町字大日ノ下798番1から 同 市野村町字大日ノ下798番1まで	旧	9.0から 12.0まで	16.0	
		新	12.0から 15.0まで	12.0	



兵庫県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 上福原佐用線	佐用郡佐用町山田字前田89番5から 同郡同町佐用字吉溝742番12まで	旧	5.0から 11.0まで	555.0
		新	9.0から 20.0まで	589.0



兵庫県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	たつの市新宮町下筋原字相坂谷口74番地1から	旧	12.0から 21.0まで	222.0	
	同市新宮町下筋原字相坂谷口100番地4まで	新	13.0から 20.0まで	222.0	
国道 429号	宍粟市千種町西山字蔵谷1049番1から	旧	5.0から 18.0まで	868.0	
	同市千種町西山字中須賀1442番1まで	新	12.0から 35.0まで	860.0	
県道 網干たつの線	たつの市揖保町萩原字津久田276番1から	旧	4.0から	2,195.0	予定地
	同市揖保町門前字熊代74番1まで		21.0まで		
	たつの市揖保町萩原字津久田276番1から	新	16.0から	626.0	
	同市揖保町栄字カナヤ136番1まで		45.0まで		
	たつの市揖保町萩原字津久田276番1から	新	11.0から	1,477.0	
	同市揖保町門前字蔵ノ久保111番5まで		40.0まで		



兵庫県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区境字クスミ413番1から	旧	8.0から 32.0まで	162.0	
	同郡同町村岡区長瀬字広瀬621番まで	新	10.0から 22.0まで	159.0	一部 予定地



兵庫県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山山南線	丹波篠山市大山下字山代坪895番1から 同市大山下字川代西坪2226番8まで	旧	5.0から 24.0まで	2,027.0	
		新	8.0から 40.0まで	1,846.0	



兵庫県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 312号	姫路市香寺町広瀬字河原田472番6から 同市香寺町広瀬字河原田466番1まで	旧	8.0から 9.0まで	64.0	
		新	10.0から 17.0まで	64.0	
	姫路市香寺町広瀬字河原田472番6から 同市香寺町広瀬字河原田472番6まで		14.0から 14.0まで	16.0	一部 予定地



兵庫県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山山南線	丹波市山南町青田字西林527番1から 同市山南町太田字柿木谷2002番1まで	旧	9.0から 21.0まで	174.0	
		新	10.0から 22.0まで	174.0	



兵庫県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月17日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 上郡末広線	赤穂郡上郡町金出地字服峯2113番から 同郡同町金出地字杉ノ尾1825番2まで	旧	2.0から 78.0まで	3,306.0	



兵庫県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年3月17日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市玉瀬字奥之焼2番48から 同市玉瀬字奥之焼2番59まで	旧	8.0から 16.0まで	117.0	
		新	8.0から 16.0まで	117.0	
			8.0から 22.0まで	99.0	予定地



兵庫県告示第317号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

淡路沿岸の部湊港の款湊の項を次のように改める。

湊		イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線、ソ線、ツ線、ネ線及びナ線により囲まれた区域 注 イ線 南あわじ市湊築地1126番地の7地内に設置していた標柱から223度76メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点から289度98メートルに引いた線 ハ線 ロ線の終点から285度97メートルに引いた線 ニ線 ハ線の終点から243度18メートルに引いた線 ホ線 ニ線の終点から177度15メートルに引いた線 ヘ線 ホ線の終点から173度6メートルに引いた線 ト線 ヘ線の終点から93度46メートルに引いた線 チ線 ト線の終点から182度35メートルに引いた線 リ線 チ線の終点から170度18メートルに引いた線 ヌ線 リ線の終点から167度25メートルに引いた線 ル線 ヌ線の終点から258度21メートルに引いた線 ヲ線 ル線の終点から154度37メートルに引いた線 ワ線 ヲ線の終点から256度156メートルに引いた線 カ線 ワ線の終点から340度72メートルに引いた線 ヨ線 カ線の終点から331度21メートルに引いた線 タ線 ヨ線の終点から232度205メートルに引いた線 レ線 タ線の終点から330度100メートルに引いた線 ソ線 レ線の終点から39度460メートルに引いた線 ツ線 ソ線の終点から120度130メートルに引いた線 ネ線 イ線の始点から330度60メートルに引いた線 ナ線 ツ線の終点からネ線の終点に至る護岸前肩を起点に海側20メートルの幅で引いた線
---	--	--



兵庫県告示第318号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
 - 商号又は名称 Affitto. House 株式会社
 - 代表者氏名 林 由 佳
 - 事務所所在地 神戸市兵庫区下沢通一丁目5番11号
 - 免許番号 兵庫県知事(2)第11569号
 - 免許年月日 平成30年1月4日
- 2 処分の内容
 - 令和2年3月19日から同年4月9日までの22日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
 - 宅地建物取引業に関する一切の業務

兵庫県告示第319号

平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
上野地区 条例別表第3の3の項	西脇市上野字へら町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
上戸田地区 条例別表第3の3の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
津万地区 条例別表第3の3の項	西脇市津万字ウスバの全部並びに字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
嶋地区 条例別表第3の3の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフカタ及び字大堂の各全部並びに字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内垣、字的場、字下五反田、字上五反田、字五万田、字馬渡り、字庵戸、字宮京寺、字大前田、字東乞田及び字西乞田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大垣内地区 条例別表第3の3の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字トデの各全部並びに字丁田、字滝ノ下、字高町及び字ハリ田の各一部並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び字大垣内裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
寺内地区 条例別表第3の3の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字カイチ、字大垣内裏、字出口、字中田、字田フチ、字カナニロ、字ホコラ、字上畑、字池尻、字上及び字天神ノ芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

西嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ下、字中添及び字ノテの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
蒲江地区 条例別表第3の3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大根、字蒲池東、字イハノ元、字西ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
坂本地区 条例別表第3の3 の項	西脇市坂本字谷川向、字上中野、字谷川尻、字北茶屋、字町池、字戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、字西之野及び字坂谷口の各一部並びに寺内字田フチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大野字戎田、字木戸口、字南及び字仮安の全部並びに字センサマ、字山本、字永長、字栗坪、字池下、字邑中、字タヨカイチ、字大谷、字片山、字逆サマ及び字八ヶ山の各一部並びに坂本字野手ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
郷瀬地区 条例別表第3の3 の項	西脇市郷瀬町字村内及び字大歳西の各全部並びに字神田、字境手ノ上、字大歳坪、字井詰、字西ノ岸、字角ノ前及び字旗頭の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
富田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富田町字善南寺坪及び字堂前の各全部並びに字犬ノ堂、字善南寺東、字田之垣、字上高井、字下高井、字志竹之上、字坪ノ内及び字村内の各一部、西田町字森ノ本、字塚之本及び字土堤之上の各一部並びに日野町字犬ノ堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
日野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市日野町字高芝、字ウワタ、字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字西カイチ、字南カイチ、字中カイチ、字北カイチ、字浦山及び字一ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部並びに富吉南町字蒲之元の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

<p>富吉南地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市富吉南町字池ノ下及び字山之下の各全部並びに字東川、字堂ノ元、字沖田、字蒲之元、字高芝、字土居之元、字中道、字山田、字池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及び字南山の各一部並びに富吉上町字大橋及び字イヤノ上の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>富吉上地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市富吉上町字堂ノ後の全部並びに字大橋、字南カイチ、字東垣内、字イヤノ上、字西門、字八幡、字ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、字北山、字カヤ林及び字平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>前島地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市前島町字前川原、字村中、字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ元、字岸之東、字上川原及び字西川原の各一部、富吉上町字西門の一部、西田町字東門、字大年前、字北ノ手、字上リ戸及び字上川原の各一部、市原町字清水の一部並びに大木町字水落の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>西田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市西田町字村中及び字高井の各全部並びに字クヌキ、字若宮、字カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、字名草、字東門、字上リ戸及び字川端の各一部並びに富田町字上高井及び字下高井の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>西田地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>西脇市西田町字井ノ辺の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の5の項に規定する建築物</p>	<p>平成28年3月11日</p>
<p>市原地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市市原町字南ケ市の全部並びに字石ケ坪、字清水、字下河原、字長畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字池ノ下、字北ケ市、字沼、字川端、字山之下、字東ケ市、字下町、字上町、字村之内、字長畑ノ上、字東谷及び字南内の各一部並びに大木町字徳部新田の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (平成28年3月11日)</p>

市原地区 条例別表第3の5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
大木地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部 並びに字ヨコテ、字札ノ元、字西 角、字清水田、字山ノ下、字水落、 字蔵之元、字ナシノキ、字若宮ノ 元、字郡新田、字徳部新田及び字 一ツ林の各一部並びに野中町字 国影、字芝添及び字下川原の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
野中地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、 字坂ノ下、字ハゼノ木、字土ドイ、 字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ 上、字草木、字中丁田、字後丁田、 字上石、字北垣内、字小山及び字 小屋辻の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
羽安地区 条例別表第3の3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部並 びに字堂ノ前、字筋違、字横長、 字下河原、字森ノ下、字トイツメ、 字山ノ下、字水田、字中曾根及び 字道ノ上の各一部並びに野中町 字前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成22年10月29日)
	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及 び字水田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ 前、字筋違、字横長、字森ノ下、 字山ノ下及び字水田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
羽安地区 条例別表第3の5 の項	西脇市羽安町字中曾根及び字大 嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字 花立、字観音堂、字屋形、字小口、 字山添、字広畑、字ヌエノ、字中 川原、字寺ノ垣内及び字平見の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (平成30年1月9日)
	西脇市高松町字荒子の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
高松地区 条例別表第3の5 の項	西脇市高松町字南境及び字荒子 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成30年1月9日

<p>板波地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市板波町字札之辻、字上中田及び字下中田の各全部並びに字宮ノ後、字川原坪、字蔵ノ元、字舟戸、字三高、字高瀬、字西池町、字段ノ下、字北垣内、字中垣内、字宮ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、字段ノ上、字尾狭、字大林及び字二ツ谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>平野地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市平野町字土井下の全部並びに字井口、字山ノ下、字中田、字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、字宮下及び字ユリ下の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>谷地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、字若栄、字前田、字垣内、字西山ノ下、字北山、字墓所ケ谷及び字東柴草山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>野村地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市野村町字奥野、字笹野及び字中ノ多和の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>比延地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市比延町字前田、字村中、字大道ノ東、字上町、字下町、字西川原、字山ノ口、字和田、字下古野、字口古野、字茶山及び字山原の各一部並びに鹿野町字北垣内、字大蔵、字池ノ内及び字新開の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (平成28年3月11日)</p>
<p>比延地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>西脇市比延町字西川原の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の6の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>上比延地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市上比延町字寺ノ東、字東前田、字前田出口、字前田出口ノ西、字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、字大年坪、字池ノ尻、字越水、字南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛り、字中通り、字池町下、字友右衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (平成28年3月11日)</p>

	字丸山、字伊勢山、字前田、字北垣内及び字池ノ南の各一部並びに比延町字岡ノ山根の一部で別図に示す区域		
上比延地区 条例別表第3の5の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成28年3月11日
鹿野地区 条例別表第3の3の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全部並びに字宮ノ前、字辻、字蔵ノ垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ垣内、字五明、字明神、字山ノ神、字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜谷及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
鹿野地区 条例別表第3の5の項	西脇市鹿野町字辻、字西川原、字蔵ノ垣内、字五土砂及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の3の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字ウツロクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の5の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部及び鹿野町字ウツロウ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
高嶋地区 条例別表第3の3の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高町、字山添及び字明神の各一部並びに鹿野町字中ノ垣内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の3の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字城府、字峠、字上西河原及び字下西河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の5の項	西脇市堀町字東河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
落方地区 条例別表第3の3の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチノ上、字岡本、字西垣内、字加正谷及び字今ドヒの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

明楽寺地区 条例別表第3の3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字下中尾、字岡本、字流田、字芝添、字カウロギ、字タコカ、字大谷、字野尻、字茶屋町、字荒井口、字寺田、字目ケ向、字大門、字北谷及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字瓜植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村中、字佃、字大門、字オノ神、字北門、字中ノ池及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (令和2年3月17日)
	西脇市水尾町字オノ神及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成28年3月11日
水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図に示す区域	都市計画法施行条例別表第3の8の項に規定する地域資源の有効な利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字北浦、字大根、字早稲田、字出口、字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ内の各一部、落方町字ハノキ及び字五百戸の各一部並びに上王子町字流レ田及び字小丸の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河及び字山根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字藤原及び字奥田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、字中野上、字笹原、字笹尾、字ダケ山、字菖蒲谷及び字桧尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日



兵庫県告示第320号

平成18年兵庫県告示第353号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び太子町役場に備え置いて縦覧に供する。

1から36までを削り、次の表を加える。

表（太子町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
北之町地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町鶴字地藏元、字藤田、 字枝重、字植竹及び字北山根の各 一部で別図に示す区域（別図は省 略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の1の項 に規定する建築物	平成18年3月24日
阿曾地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町阿曾字東丁田、字岩 ノ森、字高田、字中村、字高屋堂、 字荒神ノ本、字畑ノ後、字村西、 字屋敷、字村東、字三反田、字門 田、字鎌尾、字畑ノ前、字五反田 及び字柿ノ坪の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成18年10月10日
	揖保郡太子町阿曾字三反田の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
阿曾地区 条例別表第3の6 の項	揖保郡太子町阿曾字西川、字吉良、 字奥河原、字奥ノ本、字竹ノ後、 字西春日及び字東春日の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成18年3月24日
下阿曾地区 条例別表第3の3	揖保郡太子町阿曾字西不毛、字宮 田、字東不毛、字塚の本、字樋詰、 字西羅、字屋敷田、字荒神本、字	旧条例別表第3の1の	平成20年1月15日

の項	宮ノ前、字横畑、字土淵、字向川原、字道専及び字塚ヶ坪の各一部で別図に示す区域	項に規定する建築物	
福地地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町福地字福地及び字井ノ口の全部並びに字権現、字ダマ、字上土木、字龍野道、字門前、字北ノ口、字宮ノ前、字下土木、字前田、字神若田、字横坪、字西川原、字沖代、字三反長、字福下河原、字中道、字相坂及び字光正寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
老原地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町老原字了源寺山、字村前、字猫塚、字返作、字三十代、字北畑ヶ、字東川田及び字石井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
常全地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町常全字日蓮寺、字入ノ口、字砂原、字田中本、字フケノ上、字後畑、字八幡本、字中ノ町及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
宮本地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町宮本字馬場上西、字馬場上東、字馬場下東、字馬場下西、字宮ノ前、字埋葬地元及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
船代地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町船代字下ノ丁、字稲荷、字下川原、字高満コ、字中ノ丁、字高木、字旨木及び字大上権の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
岩見構上地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町岩見構字郡安、字土井垣内、字六反長及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
岩見構下地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町岩見構字大將軍、字丸町、字前田及び字鎌屋敷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
吉福地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町吉福字小坂、字花川原、字フケノ田、字前田、字ハカマ、字川ノ上、字松ノ本、字秋澤、字ウチナウケ、字三ツ本、字炭屋裏及び字池ノ川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
沖代地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町沖代字丁田、字前田、字竹ノ内、字沖代、字苗代町、字高関、字惣田、字荒堀、字改ヶ坪及び字東改ヶ坪の各一部で別図に	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日

	示す区域		
米田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町米田字上屋敷の全部並びに字道木、字井ノ口、字皆道畔及び字村後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
塚森地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町塚森字沖代、字塚之本及び字相坂の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
相坂地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町塚森字相坂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
竹広地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町竹広字長金、字前田及び字土井分の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
蓮常寺南地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町蓮常寺字圓蔵坊の全部並びに字大道、字與八、字一ノ宮、字大門、字西之ハナ、字寺田、字石井、字清水ノ上及び字南郷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
沼田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字玉ノ上、字中ノ間及び字岩町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
北村地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字北ノ口、字蔵前、字廣田、字川原及び字籬ノ尾の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
町与地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字墓ノ下、字北ノ口、字川原、字五反田、字二ノ丸及び字跡崎の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
田中地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字籬ノ尾、字内海道、字亥ノ馬場、字東山、字往田及び字ヨフカの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
下出地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字山ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
天満山地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町天満山字瀬渡、字道添、字宗清及び字垣ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
原地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町原字小池尻、字八反田、字田中、字山崎、字黒岡、字丁田、字塚村、字堤ノ内、字南町、字北町、字土山、字白毛、字天神	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日

の項	山、字新山及び字郷ノ谷の各一部で別図に示す区域		
山田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町山田字坂ノ谷、字笹山、字檜木谷、字池田、字畑田、字コブカタ、字美之路及び字小丸山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
山田地区 条例別表第3の6 の項	揖保郡太子町山田字畑田、字畑田山、字中山及び字池田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成18年3月24日
松田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字塚田及び字拾四丈の全部並びに字横田及び字二反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
平方地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字平方、字国本、字東ノ口、字堂ノ後、字寺垣内、字宮ノ本、字佃、字瓜生、字櫻ヶ坪、字川ノ上、字老丁田、字北佃及び字高田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
柳地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字村ノ東、字柳垣内、字村ノ西、字宮ノ前、字村ノ後、字前山、字前田、字親元及び字国本の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
助久地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字助久垣内、古門内、前山、中町及び字瓜生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
松尾地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松尾字西辻ノ下、字東辻ノ下、字中垣内、字南垣内、字大生金、字加甲田、字鴻ノ下、字大門、字南向及び字本堂の各一部並びに佐用岡字岡ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年10月10日 (令和2年3月17日)
	揖保郡太子町松尾字吉長及び字南	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が500㎡以下、かつ、延べ面積が280㎡以下のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途(建築基準法(昭和25年法律第205号)別表第2(ち)項第2号及び第3号に規定するもの、	

	向の各一部で別図に示す区域	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3各号に規定するもの(暴力団事務所等を除く。)を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。))のうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの	
松尾地区 条例別表第3の6項	揖保郡太子町松尾字東早部、字南向、字佐ノ国及び字秋定の各一部並びに佐用岡字北佃及び字堂ノ後の各一部で別図に示す区域	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が2,000㎡以下(第1号を除く。)のもの (1) 旧条例別表第3の8の項に規定する建築物 (2) 給油所で延べ面積300㎡以下のもの(第3号及び第4号の用途を兼ねるものを含む。) (3) 店舗(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。) (4) 自動車の運転手の休憩の目的(20席以上の客席を設置し、かつ、客席数の3分の1以上の車両が駐車できるスペースを確保するものに限る。)で設置する飲食店で延べ面積が500㎡以下のもの	平成18年3月24日 (令和2年3月17日)
松尾住宅地区 条例別表第3の3項	揖保郡太子町松尾字本堂の一部及び佐用岡字岡ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年10月10日 (令和2年3月17日)
広坂地区 条例別表第3の3の項	揖保郡太子町広坂字向河原、字宮ノ前、字墓ノ下、字東垣内、字西垣内、字前田、字作谷、字山長、字向垣内、字キノメキ、字堂ケ下、字カワ及び字野入の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日

鶴飼地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松尾字谷田、字中尾ノ下、字東垣内、字黒ヶ坪及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
王子地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町王子字垣内、字池ノ内、字前田、字南ノ町、字圓町及び細町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
松ヶ下地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松ヶ下字ダマ田、字山ノ下、字山田、字飼市、字村ノ東、字横マクラ、字村ノ後、字岩ヶ町、字ドウグワンノ前、字下小河原、字上小河原、字ドウグワンノ後、字十五町、字十四町、字大町及び字上丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
上太田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町上太田字鳥ヶ下、字赤藤、字正ウシ田、字佃、字南屋敷、字水取、字茶屋ノ前、字前田及び字中山田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（平成18年兵庫県告示第1047号）
- (2) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（平成20年兵庫県告示第28号）

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第234号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

六甲山(16)Ⅱ(101020108)の項中別図108を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年3月25日（水）から同年4月8日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災部防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年4月8日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年6月8日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市曾根町宮ノ前2402番11、2403番5、2403番10、2404番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市荒井町千鳥一丁目1番1号
高砂市長 登 幸 人
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年11月29日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2-2号（31高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市新宮町井野原字畑田下134番2、134番6、137番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市新宮町井野原134番地2
株式会社龍野実業建築家 代表取締役 藤井啓良
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年12月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14-2号（1たつの）



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年3月17日

契約担当者

兵庫県立森林大学校長 築山佳永

- 1 調達内容
 - (1) 業務の件名
令和2年度兵庫県立森林大学校マイクロバス運行管理及び借上バス運行業務
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで
 - (4) 履行場所
兵庫県立森林大学校が指示する場所
 - (5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納局管理課 電話(078)341-7711 内線4935

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1

兵庫県立森林大学校 担当：藤本

電話(0790)72-2700

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年3月17日（火）から同月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和2年3月30日（月）午前11時 兵庫県立森林大学校1階会議室
- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年3月27日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年3月26日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年3月23日（月）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関

し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（令和2年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算が執行可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

企業庁管理規程

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和2年3月17日

兵庫県公営企業管理者 片山安孝

兵庫県企業庁管理規程第1号

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県水道用水供給条例施行規程（昭和54年企業庁管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表姫路市の項中「88,900」を「88,360」に改める。

別表尼崎市の項中「4,600」を「4,450」に改める。

別表西宮市の項中「19,390」を「19,280」に改める。

別表伊丹市の項中「16,000」を「15,470」に改める。

別表西脇市の項中「8,000」を「7,910」に改める。

別表三木市の項中「21,200」を「21,030」に改める。

別表高砂市の項中「13,850」を「13,430」に改める。

別表小野市の項中「14,500」を「14,230」に改める。

別表加西市の項中「12,500」を「15,600」に改める。

別表猪名川町の項中「12,800」を「12,700」に改める。

別表稲美町の項中「2,100」を「2,060」に改める。

別表播磨町の項中「2,100」を「2,090」に改める。

別表福崎町の項中「2,950」を「2,850」に改める。
別表太子町の項中「3,100」を「3,050」に改める。
別表淡路広域水道企業団の項中「28,800」を「28,280」に改める。

附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則をここに公布する。

令和2年3月17日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第1号

教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。)を踏まえ、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために兵庫県教育委員会(以下「県委員会」という。)が講ずる措置について必要な事項を定めることにより、学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 県委員会の所管に属する県立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。
- (2) 所定の勤務時間 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第12条に規定する休日及び同条例第13条第1項に規定する代休日(同項の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。)以外の日における同条例第10条に規定する正規の勤務時間をいう。
- (3) 在校等時間 指針第3(1)の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第3条 県委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理に努めるものとする。

- (1) 1月につき45時間
- (2) 当該年度につき360時間

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことが必要な場合においては、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理に努めるものとする。

- (1) 当該年度につき720時間
- (2) 1月につき100時間未満
- (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月
- (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間

第4条 前条に定めるもののほか、教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和2年3月17日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第2号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則及び兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立 氷上高等学校	全日制		営農科
			生産ビジネス科
			食品加工科
			食品ビジネス科
			生活科
			生活ビジネス科
			商業科

」

を

「

兵庫県立 氷上高等学校	全日制		生産ビジネス科
			食品ビジネス科
			生活ビジネス科

」

に、

「

兵庫県立 小野工業高等学校	全日制		機械科
			金属工学科
			電子科
	生活創造科		
	定時制	夜	機械科

」

を

「

兵庫県立 小野工業高等学校	全日制		機械科
			機械工学科
			金属工学科

			電子科
			生活創造科
	定時制	夜	機械科

に、

兵庫県立 山崎高等学校	全日制		普通科
			森林環境科学科
			生活創造科

を

兵庫県立 山崎高等学校	全日制		普通科
			森林環境科学科
			森と食科
			生活創造科

に改める。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

同 氷上	営農 食品加工 生活 生産ビジネス 食品ビジネス 生活ビジネス
------	---------------------------------

を

同 氷上	生産ビジネス 食品ビジネス 生活ビジネス
------	----------------------

に、

同 山崎	森林環境科学
------	--------

を

同 山崎	森林環境科学 森と食
------	------------

に改め、同表3の部中

同 小野工業	機械 金属工業 電子
--------	------------

を

「

同	小野工業	機械 機械工学 金属工業 電子
---	------	-----------------

」

に改め、同表4の部中

「

兵庫県立	神戸商業	商業 情報 会計
同	氷上	商業

」

を

「

兵庫県立	神戸商業	商業 情報 会計
------	------	----------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

正 誤

○令和2年1月21日付け（兵庫県公報第75号）

兵庫県告示第63号（平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	下から11	「別表第6 騒音の規制基準」を「別表第6 騒音の規制基準（令和2年3月21日以降に設置される風力発電設備を除く。）」に改める。	「騒音の規制基準」の右に「(令和2年3月21日より後に設置される風力発電設備を除く。)」を加える。
4	上から6	「風力発電設備」	「風力発電設備に」
	上から6	「令和2年3月21日において現に設置されている風力発電設備（設置の工事が着手されているものを含む。）」	「令和2年3月21日において現に設置されている風力発電設備（設置の工事が着手されているものを含む。）に」
	上から11	別表第6の2 騒音の規制基準（令和2年3月21日以降に設置される風力発電設備に限る。）	別表第6の2 騒音の規制基準（令和2年3月21日より後に設置される風力発電設備に限る。）
	下から16	3.5メートルの位置	3.5メートルの地点